

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 2 9 1 号	熊本市楠地域 コミュニティセンター	熊本市北区楠 3 丁目 9 番 1 6 号 楠地域コミュニティセンター運営委員会 会長 甲斐 省次	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 2 号	熊本市城南地 域コミュニティセンター	熊本市南区南高江 1 丁目 1 6 番 3 1 号 城南地域コミュニティセンター運営委員会 会長 坂井 剛	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 3 号	熊本市春竹地 域コミュニティセンター	熊本市中央区琴平 1 丁目 9 番 3 9 号 春竹地域コミュニティセンター運営委員会 会長 廣瀬 逸男	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 4 号	熊本市出水地 域コミュニティセンター	熊本市中央区水前寺 2 丁目 8 番 7 号 出水地域コミュニティセンター運営委員会 会長 渡辺 幸夫	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 5 号	熊本市壺川地 域コミュニティセンター	熊本市中央区京町本丁 1 番 4 3 号 壺川地域コミュニティセンター運営委員会 会長 主海 偉佐雄	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 6 号	熊本市中島地 域コミュニティセンター	熊本市西区中島町 6 8 5 番地 中島地域コミュニティセンター運営委員会 会長 上妻 正勝	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 7 号	熊本市松尾地 域コミュニティセンター	熊本市西区中松尾町 1 4 6 4 番地 松尾地域コミュニティセンター運営委員会 会長 藏原 康博	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 8 号	熊本市白山地 域コミュニティセンター	熊本市中央区白山 1 丁目 1 0 番 1 2 号 白山地域コミュニティセンター運営委員会 会長 吉本 安弘	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 2 9 9 号	熊本市慶徳地 域コミュニティセンター	熊本市中央区紺屋今町 4 6 番地 1 慶徳地域コミュニティセンター運営委員会 会長 伊藤 博文	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第300号	熊本市帯山地域コミュニティセンター	熊本市中央区帯山4丁目11番43号 帯山地域コミュニティセンター運営委員会 会長 久富 信資	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第301号	熊本市城山地域コミュニティセンター	熊本市西区上代9丁目6番35号 城山地域コミュニティセンター運営委員会 会長 秦 英房	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第302号	熊本市北部東地域コミュニティセンター	熊本市北区鶴羽田2丁目13番8号 北部東地域コミュニティセンター運営委員会 会長 田尻 一男	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第303号	熊本市小島地域コミュニティセンター	熊本市西区小島6丁目10番40号 小島地域コミュニティセンター運営委員会 会長 河田 哲昭	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第304号	熊本市松尾西地域コミュニティセンター	熊本市西区西松尾町3619番地19 松尾西地域コミュニティセンター運営委員会 会長 吉岡 博秋	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第305号	熊本市庄口地域コミュニティセンター	熊本市東区健軍4丁目19番2号 庄口地域コミュニティセンター運営委員会 会長 村上 徹郎	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第306号	熊本市向山地域コミュニティセンター	熊本市中央区本山4丁目5番27号 向山地域コミュニティセンター運営委員会 会長 中川 寛之	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第307号	熊本市砂取地域コミュニティセンター	熊本市中央区神水本町6番29号 砂取地域コミュニティセンター運営委員会 会長 菊川 久世	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第308号	熊本市一新地域コミュニティセンター	熊本市中央区新町1丁目10番36号 一新地域コミュニティセンター運営委員会 会長 宮本 茂弘	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第309号	熊本市田迎西地域コミュニティセンター	熊本市南区田迎3丁目12番30号 田迎西地域コミュニティセンター運営委員会 会長 西 栄一郎	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第310号	熊本市清水地域コミュニティセンター	熊本市北区清水本町17番27号 清水地域コミュニティセンター運営委員会 会長 溜瀧 勝徳	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第311号	熊本市日吉地域コミュニティセンター	熊本市南区近見1丁目9番20号 日吉地域コミュニティセンター運営委員会 会長 高橋 晴勇	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日
議第312号	熊本市龍田地域コミュニティセンター	熊本市北区龍田8丁目2番7号 龍田地域コミュニティセンター運営委員会 会長 田嶋 朝憲	自令和3年4月1日 至令和5年3月31日

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 3 1 3 号	熊本市黒髪地域コミュニティセンター	熊本市中央区子飼本町 1 5 番 2 0 号 黒髪地域コミュニティセンター運営委員会 会長 嘉悦 正和	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 4 号	熊本市武蔵地域コミュニティセンター	熊本市北区武蔵ヶ丘 5 丁目 1 5 番 1 5 号 武蔵地域コミュニティセンター運営委員会 会長 甲斐 征男	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 5 号	熊本市西原地域コミュニティセンター	熊本市東区西原 1 丁目 6 番 2 8 号 西原地域コミュニティセンター運営委員会 会長 田口 慶治	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 6 号	熊本市託麻北地域コミュニティセンター	熊本市東区石原 1 丁目 2 番 3 0 号 託麻北地域コミュニティセンター運営委員会 会長 宮本 英明	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 7 号	熊本市田迎南地域コミュニティセンター	熊本市南区良町 2 丁目 6 番 3 号 田迎南地域コミュニティセンター運営委員会 会長 永廣 信義	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 8 号	熊本市画図地域コミュニティセンター	熊本市東区下江津 8 丁目 1 番 1 0 号 画図地域コミュニティセンター運営委員会 会長 内藤 征夫	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 1 9 号	熊本市池田地域コミュニティセンター	熊本市西区上熊本 3 丁目 1 5 番 5 5 号 池田地域コミュニティセンター運営委員会 会長 吉村 次郎	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 0 号	熊本市西里地域コミュニティセンター	熊本市北区硯川町 9 0 0 番地 西里地域コミュニティセンター運営委員会 会長 後藤 和則	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 1 号	熊本市弓削地域コミュニティセンター	熊本市北区弓削 3 丁目 1 4 番 1 号 弓削地域コミュニティセンター運営委員会 会長 和田 俊彦	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 2 号	熊本市尾ノ上地域コミュニティセンター	熊本市東区錦ヶ丘 8 番 2 0 号 尾ノ上地域コミュニティセンター運営委員会 会長 伊藤 富夫	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 3 号	熊本市出水南地域コミュニティセンター	熊本市中央区出水 7 丁目 3 0 番 3 0 号 出水南地域コミュニティセンター運営委員会 会長 坂梨 一也	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 4 号	熊本市池上地域コミュニティセンター	熊本市西区谷尾崎町 1 0 3 5 番地 3 池上地域コミュニティセンター運営委員会 会長 渡邊 勝美	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 5 号	熊本市力合地域コミュニティセンター	熊本市南区島町 5 丁目 5 番 2 5 号 力合地域コミュニティセンター運営委員会 会長 富永 勝之介	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 3 2 6 号	熊本市麻生田地域コミュニティセンター	熊本市北区清水新地 7 丁目 5 番 3 7 号 麻生田地域コミュニティセンター運営委員会 会長 日下部 兼弘	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 7 号	熊本市松尾北地域コミュニティセンター	熊本市西区松尾町平山 7 7 番地 1 松尾北地域コミュニティセンター運営委員会 会長 稼農 邦宏	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 8 号	熊本市東町地域コミュニティセンター	熊本市東区佐土原 3 丁目 1 番 4 3 号 東町地域コミュニティセンター運営委員会 会長 松尾 辰藏	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 2 9 号	熊本市帯山西地域コミュニティセンター	熊本市中央区帯山 2 丁目 1 番 7 号 帯山西地域コミュニティセンター運営委員会 会長 石田 才智	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 0 号	熊本市若葉地域コミュニティセンター	熊本市東区若葉 4 丁目 2 3 番 2 3 号 若葉地域コミュニティセンター運営委員会 会長 猿渡 秀和	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 1 号	熊本市河内地域コミュニティセンター	熊本市西区河内町船津 3 2 2 7 番地 河内地域コミュニティセンター運営委員会 会長 久家 寛	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 2 号	熊本市本荘地域コミュニティセンター	熊本市中央区本荘 6 丁目 5 番 2 2 号 本荘地域コミュニティセンター運営委員会 会長 橋本 征一郎	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 3 号	熊本市春日地域コミュニティセンター	熊本市西区春日 6 丁目 4 番 2 号 春日地域コミュニティセンター運営委員会 会長 益田 陸一	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 4 号	熊本市花園地域コミュニティセンター	熊本市西区花園 7 丁目 1 9 番 5 号 花園地域コミュニティセンター運営委員会 会長職務代理者 副会長 宮本 壽久	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 5 号	熊本市託麻西地域コミュニティセンター	熊本市東区八反田 1 丁目 3 番 1 8 号 託麻西地域コミュニティセンター運営委員会 会長 大島 完治	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 6 号	熊本市杉上地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町高 4 7 6 番地 1 杉上地域コミュニティセンター運営委員会 会長 和田 孝治	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 7 号	熊本市桜木東地域コミュニティセンター	熊本市東区花立 6 丁目 1 7 番 4 3 号 桜木東地域コミュニティセンター運営委員会 会長 福本 廣人	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 3 8 号	熊本市大和地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町大和 7 0 番地 2 2 大和地域コミュニティセンター運営委員会 会長 吉村 勝志	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日

議案番号	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第 3 3 9 号	熊本市田迎地域コミュニティセンター	熊本市南区出仲間 8 丁目 1 番 1 6 号 田迎地域コミュニティセンター運営委員会 会長 水上 眞二	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 0 号	熊本市桜井地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町滴水 2 1 9 0 番地 2 桜井地域コミュニティセンター運営委員会 会長 一安 孝志	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 1 号	熊本市田原地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町富応 1 5 7 8 番地 田原地域コミュニティセンター運営委員会 会長 谷口 憲治	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 2 号	熊本市田底地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町正清 5 3 6 番地 田底地域コミュニティセンター運営委員会 会長 前田 正男	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 3 号	熊本市山本地域コミュニティセンター	熊本市北区植木町内 1 4 4 9 番地 山本地域コミュニティセンター運営委員会 会長 境 俊次	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日
議第 3 4 4 号	熊本市楡木地域コミュニティセンター	熊本市北区楡木 4 丁目 2 0 番 4 2 号 楡木地域コミュニティセンター運営委員会 会長 那須 勲	自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 5 年 3 月 31 日

(提出理由)

地域コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。